

## 神戸市指定文化財等保護事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、指定文化財等の管理、修理又は保存に関する経費について、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)、兵庫県文化財保護条例(昭和39年兵庫県条例第58号。以下「県条例」という。)又は、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例(平成9年3月条例第50号。以下「条例」という。)、神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例施行規則(令和2年3月神戸市規則第95号。以下「規則」という。)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 指定文化財等

法に定める国宝、重要文化財、登録有形文化財、重要無形民俗文化財、重要有形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物、登録記念物、県条例に定める兵庫県指定重要有形文化財、兵庫県登録有形文化財、兵庫県指定重要無形文化財、兵庫県指定重要有形民俗文化財、兵庫県指定重要無形民俗文化財、兵庫県登録無形民俗文化財、兵庫県指定史跡名勝天然記念物及び、条例及び規則に定める神戸市指定有形文化財、神戸市指定無形文化財、神戸市指定有形民俗文化財、神戸市指定無形民俗文化財、神戸市指定史跡、神戸市指定名勝、神戸市指定天然記念物、神戸市選定保存技術、神戸市登録有形文化財、神戸市登録無形文化財、神戸市登録有形民俗文化財、神戸市登録無形民俗文化財、神戸市登録史跡、神戸市登録名勝、神戸市登録天然記念物、神戸市地域有形文化財、神戸市地域無形文化財、神戸市地域有形民俗文化財、神戸市地域無形民俗文化財、神戸市地域史跡、神戸市地域名勝、神戸市地域天然記念物及び神戸市歴史的建造物その他の有形の文化的所産をいう。

#### (2) 所有者等

指定文化財等の所有者、条例第8条に基づく管理責任者、条例第26条第2項に基づく保持者若しくは保持団体又は、条例第36条第2項に基づく保存にあたることを適当と認める者、規則をいう。

### (対象者)

第3条 補助事業の対象となる者は、第2条(2)所有者等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助事業の対象となる経費は、所有者等が当該年度内に実施する指定文化財等の管理、修理又は保存に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で別表に掲げる額を限度とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、規則8条に掲げる次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 文化財保護事業補助金交付申請書（規則様式第7号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、消費税法上の課税事業者である場合は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 文化財保護事業補助金交付決定通知書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適當である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 文化財保護事業補助金不交付決定通知書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするとき

は文化財保護事業計画変更承認申請書（様式第3号）を，同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を，市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の申請があったときは，当該申請に係る書類の内容を審査し，承認することが適当であると認めたときは，その旨を文化財保護事業計画変更承認通知書（様式第5号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により，補助事業者に通知するものとする。

#### （実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は，補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは，規則8条に掲げる次の書類を当該補助事業の完了後，1箇月以内に市長までに提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書（様式第7号）
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出の際に補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかである場合は，これに相当する額を補助金の交付決定から控除した額を補助金額として報告しなければならない。

#### （交付額の確定及び精算）

第10条 市長は，補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは，次に掲げる書類により，速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第8号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の額の確定において，補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって，補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には，当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 市長は，補助金規則第16条により補助金等の交付額を確定した場合において，既にその額を超える補助金が交付されているときは，補助金規則第15条第1項による報告受理後10日以内に，期限を定めて，確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

4 補助事業者は，市長から前項の請求があったときは，期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

#### （補助金の請求）

第11条 補助事業者は，補助金の交付を受けようとするときは，補助金請求書（様式第9号）を前条の確定通知書を受領後ただちに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助金の交付が事業完了報告書の提出後では保護事業の目的を達し得ないとき、その他市長が特に必要があると認めるときは、事業完了報告書の提出以前において、第7条の規定により決定した補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。
- 4 補助金の支払いにおいて、補助事業者と異なる口座名義への振込となる場合は、補助金受領委任状（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 補助事業者が消費税法上の課税事業者である場合は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに仕入れに係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (1) 国指定文化財等, 県指定文化財等 保護対象事業補助基準

	種 類	補助対象事業	補助率等
国指定文化財等	有形文化財 有形民俗文化財 史跡名勝天然記念物	保存修理, 復旧, 防災 設備の設置・改修等	補助対象経費から国費及び県費補助額を減じた額の 1 / 2 以内  なお個人所有及び任意団体所有の建造物, 施設及び記念物については, 補助対象経費から国費及び県費補助額を減じた額に別表 2 に定める補助率を乗じて得た額を上限とすることができる
	無形民俗文化財	用具の修理・施設の修理・保存・継承等	補助対象経費から国費及び県費補助額を減じた額の 1 / 2 以内  なお個人所有及び任意団体所有の施設の修理については, 補助対象経費から国費及び県費補助額を減じた額に別表 2 に定める補助率を乗じて得た額を上限とすることができる
	登録有形文化財 登録記念物	保存修理等に係る設計監理等	補助対象経費から国費及び県費補助額を減じた額の 1 / 2 以内
県指定文化財等	有形文化財 有形民俗文化財 史跡名勝天然記念物	保存修理, 復旧, 防災 設備の設置・改修等	補助対象経費から県費補助金を減じた額の 1 / 2 以内  なお個人所有及び任意団体所有の建造物, 施設及び記念物については, 補助対象経費から県費補助金を減じた額に別表 2 に定める補助率を乗じて得た額を上限とすることができる
	無形民俗文化財	用具の修理・施設の修理・保存・継承等	補助対象経費から県費補助額を減じた額の 1 / 2 以内  なお個人所有及び任意団体所有の施設の修理については, 補助対象経費から県費補助金を減じた額に別表 2 に定める補助率を乗じて得た額を上限とすることができる

(その他事項)

事業実施にあたっては, 文化財保存事業費関係補助金交付要綱(昭和 54 年 5 月 1 日付け文化庁長官裁定)その他関係規定を準用する。

別表 1 (2)

## 神戸市指定文化財等 保護対象事業補助基準

種 類	補助対象事業	指 定	登 録	認 定	選 定
有形文化財 有形民俗文化財 記念物	修理, 復旧, 防災設備の設 置・改修	補助対象経費 の2/3以内 なお個人所有 及び任意団 体、地縁によ る団体所有又 は管理する建 造物, 施設及 び記念物につ いては補助対 象経費に別表 2の補助率を 乗じた額を上 限とすること ができる ただし限度額 100,000 千円	(有形文化 財, 有形民俗 文化財の茅葺 屋根の修理, 茅葺建物の防 災設備の設 置・改修のみ) 補助対象経費 の1/2以内 ただし, 限度 額 5,000 千円	補助対象経 費の1/2 以内 ただし限度 額 300 千円	_____
	維持・管理	茅葺民家の消 防設備点検 全額	_____	年間 50 千円 以内	_____
無形民俗文化 財	用具等の修 理, 新調	補助対象経費の1/2以内 ただし限度額 500 千円		補助対象経 費の 1/2以内 ただし限度 額 300 千円	_____
	保存・継承	年間 100 千円以内 (登録後、6 年未満の団体) 年間 50 千円以内 (登録後、6 年以上の団体)			_____
無形文化財 選定保存技術	保存・継承	_____	_____	_____	_____
歴史的建造物 等	修理, 復旧, 防災設備の設 置・改修	_____	_____	_____	補助対象経 費の1/2 以内 ただし, 限度 額 75,000 千円

別表 2

個人及び任意団体、地縁による団体の所有又は管理する指定文化財に対する補助基準

指定有形文化財の建造物，指定有形民俗文化財の施設及び記念物のうち，個人及び任意団体，地縁による団体の所有又は管理する文化財の修理，復旧，防災設備の設置及び改修等にかかる事業補助金，並びに国及び県の指定無形民俗文化財の施設のうち，個人及び任意団体，地縁による団体の所有又は管理する施設の修理等にかかる事業補助金の補助率を下表のとおりとする（ただし予算の範囲内。市指定文化財については1億円を限度とする）。

個人所有	事業規模指数		市補助率
	0.1 未満		83.3%
	0.1 以上	0.2 未満	85.0%
	0.2 以上	0.3 未満	86.7%
	0.3 以上	0.6 未満	88.3%
	0.6 以上	1.5 未満	90.0%
	1.5 以上	3.5 未満	91.7%
	3.5 以上	10.0 未満	93.3%
	10.0 以上		95.0%
任意団体、地縁による団体所有又は管理			83.3%

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{（補助対象経費／当該補助事業の施工年度数）}}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$$

(ア) 当該補助事業の施工年度数

市の会計年度に基づき全工期（事業期間）の年度数

(イ) 当該補助事業者の財政規模

前年分の総所得金額

※申請にあたっては，申請書を提出した日の属する年の前年分の総所得金額を明らかにした書類を添付することとする。